

飲酒運転根絶に関する覚書

沖縄県商工会連合会長(以下「甲」という。)と沖縄県警察本部交通部長(以下「乙」という。)は、飲酒運転根絶に関する覚書を下記のとおり締結する。

第1 目的

本覚書は、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づく、事業者等及び事業者団体の飲酒運転根絶に向けた取組において、甲と乙の協力体制を確立し、県民総ぐるみで「飲酒運転をしない させない 許さない」社会環境を実現することを目的とする。

第2 運用の基本

本覚書の運用は、甲と乙との相互理解による信頼と協力関係に基づき、甲は、飲酒運転根絶に向けた自主的な取組を推進し、乙は、甲の推進する飲酒運転の根絶活動を継続的に支援することを基本とする。

第3 活動の内容

本覚書に基づき、甲と乙の行う活動内容は、次のとおりとする。

- 1 甲は、飲酒運転根絶に向けた自主的な取組を推進するとともに、会員等に対して、飲酒運転根絶活動を周知して飲酒運転の根絶に努める。
- 2 甲及び乙は、飲酒運転根絶ロゴマーク及び赤いサングワリボン等による啓発活動の推進に努め、飲酒運転根絶に向けた県民運動を醸成する。
- 3 乙は、甲の行う飲酒運転根絶活動及び交通事故防止に関する各種施策への支援を行う。

第4 有効期限及び有効期限の更新

本覚書の有効期限は締結の日から1年とする。

但し、期間満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれかの意思表示がないときは、1年単位で期限を更新するものとする。

第5 その他

本覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保管する。

平成28年12月16日

甲 沖縄県商工会連合会

会長

菊山 逸一



乙 沖縄県警察本部

交通部長

天城 正人

